

特許第2委員会

【活動目的】

特許権利化後(侵害訴訟、クリアランス、審判)の諸問題や特許制度の在り方を研究し、日本の特許制度をよりよくするための意見発信・提言を行っています



小委員会毎に、約10名のメンバーで切磋琢磨することで自己成長！企業知財部や弁護士に限らない多様な知財関係者との人脈形成！

- ・裁判で上手に勝つ方法の体得！（裁判所、特許庁、弁護士との意見交換）
- ・メンバーのレベルアップ！（小委員会、弁護士とのコラボレーション検討会）

所属年次に応じて活躍の場が広がり、実務家としてスキルアップできます

- 1～2年目 委員 (所属小委員会メイン)
 - ・日常業務の背景となる知財問題を少数精鋭で研究し、議論する力を醸成、知識の深掘り
- 2～3年目 小委員長補佐 (他の小委員会議論にも参加)
 - ・他の小委員会の検討を俯瞰して議論し知識を拡大
 - ・他業種との意見交換会で企業知財部と異なる視点を獲得
- 3年目以降 小委員長 (小委員会マネジメント、対外交渉)
 - ・小委員会の議論をまとめるマネジメント力を獲得
 - ・研究内容の発表等によりプレゼン力を磨く

権利化後の諸問題の研究 -技術常識の認定に関する判例調査- 第1小委員会

■裁判所が技術常識に言及した判例を分析

技術常識が採用された判例63件



証拠種類、争点別等から「認容されやすい証拠」の傾向がないか深掘り検討する

注目判例

令和2(ネ)19918(※)、平成29年(ワ)15676、平成29年(ワ)39602
※論文、書籍、専門家鑑定書提出「技術常識」非審認

特許権侵害訴訟の実務に関する研究 -損害要因有無に関する事例の分析 / 損害賠償額算定の寄与度に関する事例の分析- 第2小委員会

損害要因
どんな損害要因の主張なら認められるのが調査しよう!!

知財高裁 令和3年(行ケ)第10150
東京地裁 令和2年(ワ)第13317

損害賠償寄与度
損害額算定でどのように寄与度で減額されるか調査しよう!!

知財高裁 平成17年(ネ)第10006
知財高裁 平成31年(ネ)第10003

本件特許

主引例

副引例

当初の想定
= 特許の権利化後に占める費用として考慮

調査結果
= 特許に對する寄与(謝絶率)を考慮(謝絶率)を考慮して考慮される事例もある!

支持構造(部分) 美容器(全体)

決定取消訴訟の傾向分析・判例研究 第3小委員会

決定取消訴訟とは・・・「特許異議申立てにおける取消決定」の決定取消を争う訴訟のこと
審決取消訴訟との比較(期間:平成27年4月1日～令和6年6月30日)

種類	原告	被告	事件数(合計)	審決・決定の取消率(%)
決定取消 異議・取消	特許権者	特許庁長官	53	56.6%
審決取消 無効・不成立	無効審判請求人	特許権者	422	25.6%
審決取消 無効・成立	特許権者	無効審判請求人	133	37.6%
審決取消 不服審判・拒絶	特許権者	特許庁長官	315	20.6%

決定取消訴訟の取消率が高いのはなぜだろう...?

争点は進歩性が最多！特許庁と裁判所で判断が分かれた理由を分析

先使用権制度に関する調査研究 第4小委員会

先使用権は事業実施者側にとって使いにくいのでは？
先使用権が及ぶ範囲、先行実施態様をどこまで変更できるか不明確

日本裁判例調査

- ・ランプ及び照明装置事件 令和3(ネ)10086 成立
- ・ピタバスタチン事件 平成29年(ネ)10090 不成立

外国裁判例調査

- ・ドイツ、韓国での事例

仮想事例による問題点の検討：除却訂正

秘開化技術の実施確保、パラメータ特許への対策手段として活用できるよう成立予見可能性を高めた証拠の強し方・先使用権の在り方を検討中